

協議第24号

防災・消防関係の取扱いについて

消防関係の取扱いについて提出する。

平成16年3月3日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

消防関係の取扱いについて(合併協定項目番号:20 2)

別紙のとおりとする。

平成16年3月3日確認

(別紙)

1. 3町村の消防団は、平成15年10月30日付け消防消第194号「市町村合併に伴う消防団の取扱いについて(通知)」により平成17年2月11日から3月31日までは、連合消防団長を配置し旧町村の条例、規則を残し消防団の組織を維持する。(別表1)。

2. 平成17年4月1日からの消防団の組織については、新町消防団の一体的運用を図るため再編成する(別表2)。条例、規則については、下記事項に留意し作成する。

(1) 団員定数は、合併直前の実団員数を参考に定める。

(2) 任用については、年齢18歳以上で志操堅固でかつ身体強健な者とする。

原則現団員は、新町の消防団員として新町に引き継ぐものとする。ただし、合併後の新入団員は、町内に居住するものとする。

消防団長は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、消防団長以外の消防団員は、町長の承認を得て消防団長が任命する。(消防組織法のとおり)

(3) 任期については、団長・副団長(方面隊長及び方面副隊長)・分団長・副分団長・部長・班長の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げないものとする。

(4) 報酬、費用弁償については、合併までに調整する。

(5) 出勤手当については、矢部町の例による。ただし、金額については、合併までに調整する。

3. その他

(1) 車両・機械器具関係については、新町に引き継ぐものとする。

(2) 会議及び年間行事については、次のとおりとする。

会議は次のとおりとする。

・本部会議 ・分団長以上会議

・その他の会議

年間行事(合併年)は次のとおりとする。

・辞令交付式、 ・春季、秋季火災予防運動 ・新町幹部球技大会

・防災訓練 ・年末警戒 ・出初め式

・ポンプ操法大会、その他の行事については、新町消防団において協議する。

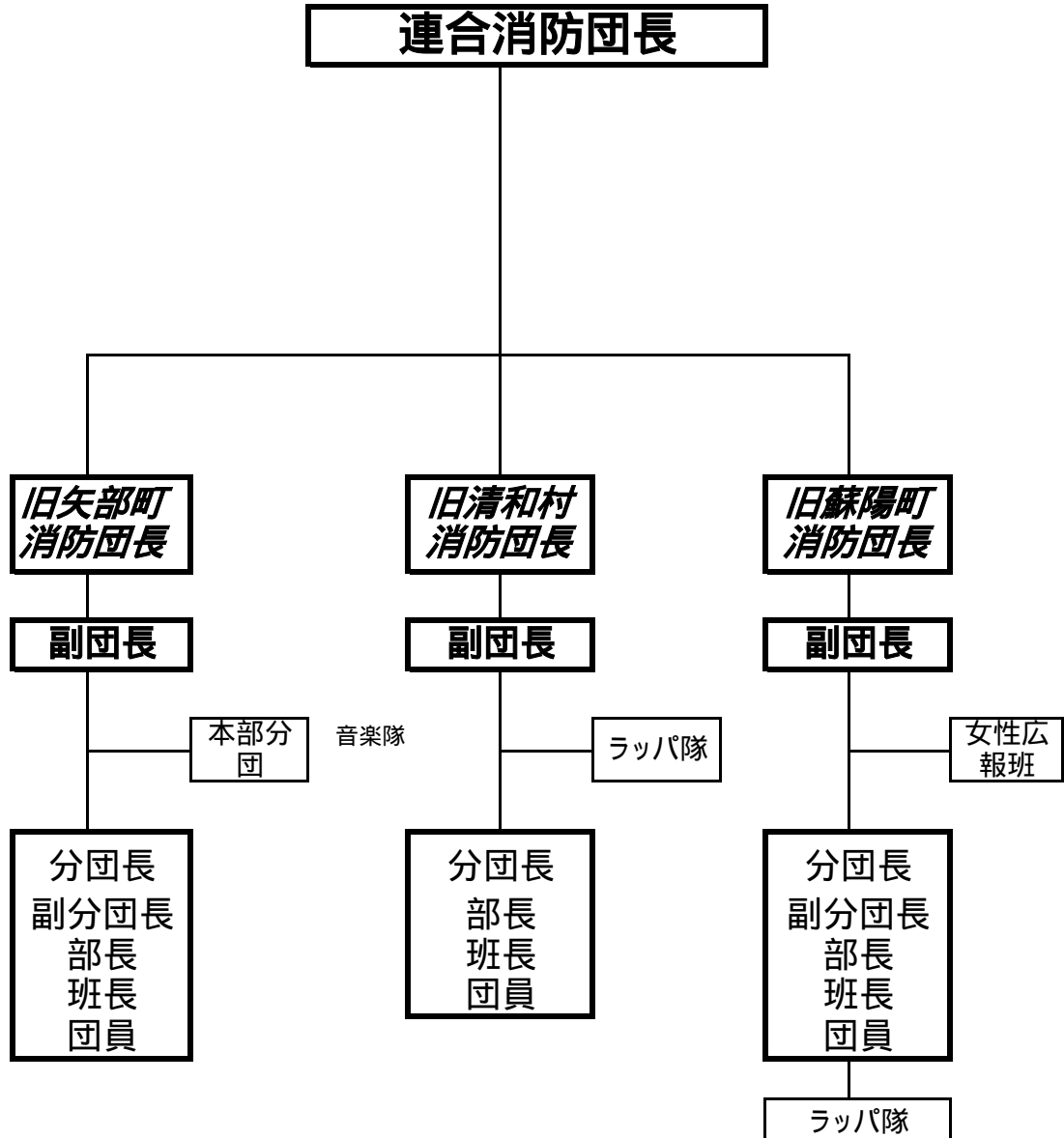
(3) 各種補助金については、合併までに調整する。

本部運営費補助 方面隊運営費補助 分団運営費補助 年末警戒補助
音楽・ラッパ隊運営費補助 操法大会出場補助

別表1

再編図(案)

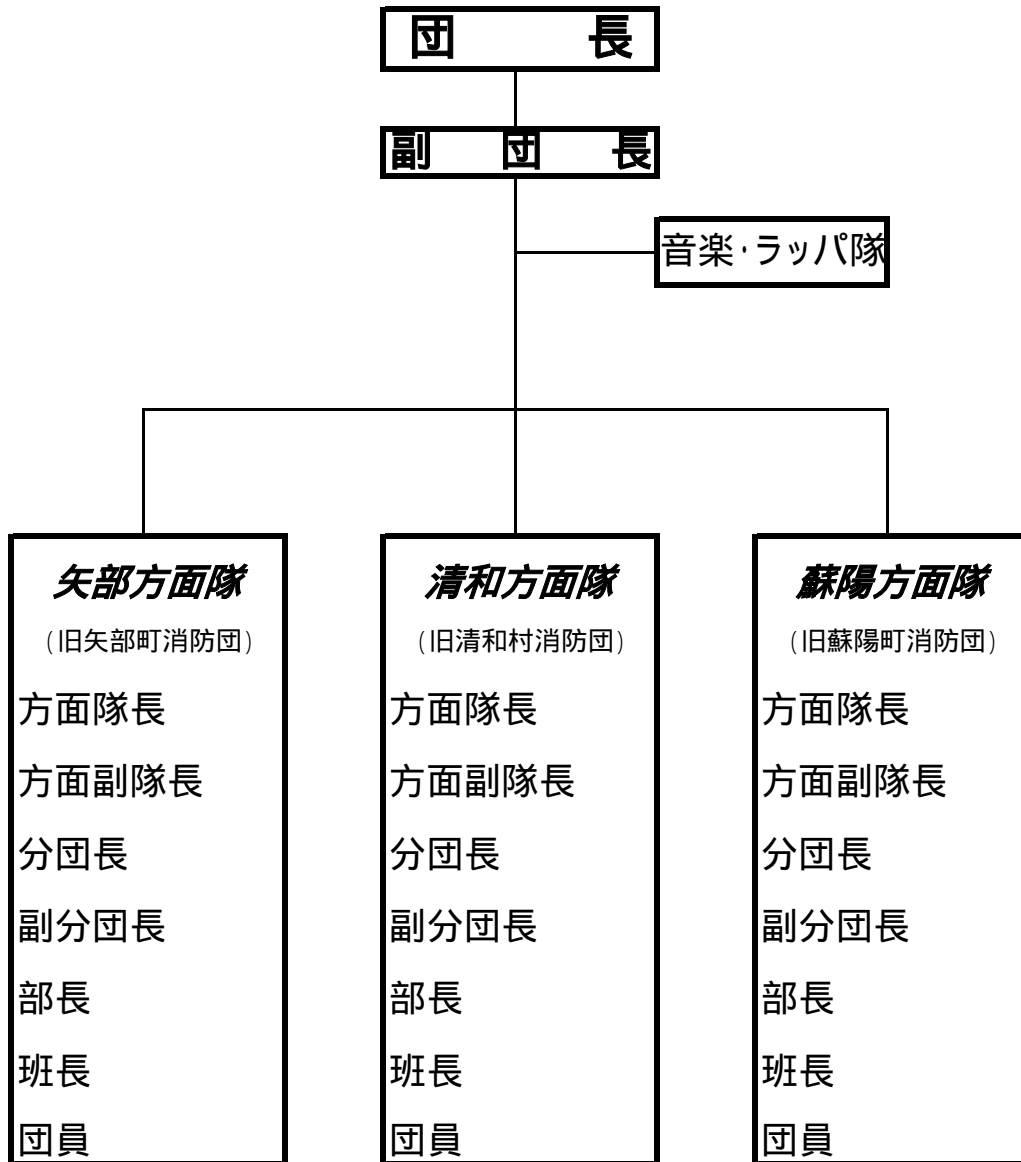
平成17年2月11日から3月31日



別表2

再編図(案)

平成17年4月1日から



* 方面隊長、方面副隊長の階級は副団長とする。

消 防 消 第 1 9 4 号

平成15年10月30日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消 防 庁 消 防 課 長
(公 印 省 略)

市町村合併に伴う消防団の取扱いについて（通知）

消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力を有していることから、大規模災害時をはじめとして、地域の安全確保のために大きな役割を担っています。

現在、消防団を取り巻く社会環境の変化は著しく、「消防団活動の充実強化について」（平成15年3月18日付消防消第52号消防課長通知）において、100万人の団員確保を目標としたにもかかわらず、依然として団員の減少が続いています。とりわけ、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の期限である平成17年3月31日を控え、市町村合併推進の動きが活発になっており、地域防災力の要である消防団の充実強化に係る議論が十分行われないうまま、合併に伴って団員定数の減員が図られることが懸念されています。

つきましては、貴都道府県におかれては、市町村合併に伴う消防団の取扱いに関して、下記事項に留意の上、消防団の充実強化に一層真摯に取り組まれ、積極的な助言・指導に努められるよう、要請申し上げます。併せて、貴都道府県内の市町村に対してこの旨を速やかに周知されますようお願い申し上げます。

記

- 1 市町村合併に伴い、旧市町村の消防団を統合し、新たに条例で、新市町村の消防団を設け、団員定数を定める場合には、消防団が地域の防災体制の確立に果たす役割が大きく、今後、大規模災害の発生等が懸念される中、その役割を充実強化することが必要であることにかんがみ、地域の消防・防災力を向上させるための団員数を確保する方向で、十分な検討・考慮を行うこと。

また、旧市町村間で調整の上、消防団員の処遇を定める際には、現場で活動する団員の旺盛な士気が確保されるよう、十分な検討・考慮を行うこと。

2 市町村合併が行われた際における消防団の組織統合の要否については、地域に密着した消防団活動の特性の保持と、市町村の区域における消防防災活動の一体性の保持の両者に対する配慮が必要であること。

このため、市町村合併の際に従来の消防団を統合しないことが適切な場合もあること。この場合、市町村区域内に複数消防団が存在することになるが、一体的な運用を図るため、連絡調整の役割を担う連合消防団長等を適宜指名することが望まれること。

3 市町村合併の際に地域の消防・防災力の維持・向上を図るために、市町村合併の機会を捉え、「地方公共団体職員による消防団への入団促進について」(平成14年11月25日付消防消第224号消防課長通知)によりすでに通知したところであるが、地方公共団体職員及び国家公務員(特に日本郵政公社職員)の入団を促進するとともに、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等の公共的団体における職員の入団を推奨すること。

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	総務	分科会名	消防・防災
事務事業番号	134	事務事業名	消防組織機構

事務局報告年月日	平成 年 月 日	
提出責任者	専門部会長	清和村 渡辺民雄
"	分科会代表	矢部町 荒木敏久

調整方針	
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
組織図	<p>団長 1 副団長 2 総員 535名 (定数 650名) * 本部分団は各分団各部より派遣された団員により構成</p>	<p>団長 1 副団長 1 総員 191名 (定数 210名) 本部分団は地区で構成</p>	<p>団長 1 副団長 3 総員 254名 (定数 300名)</p>	<p>分団等の組織については、平成 17 年 4 月 1 日までに再編成する。</p> <p>(組織が違う・団員減少に伴い、分団の再編が必要)</p>

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	総務	分科会名	防災・消防
事務事業番号	136	事務事業名	消防団人事・報酬・手当

事務局報告年月日	平成15年6月20日	
提出責任者	専門部会長	清和村 渡辺民雄
"	分科会代表	矢部町 荒木敏久

調整方針	
重要度	

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	相違点・課題等
報酬等	条例定数 650名(平成14年4月1日現在) 団長(1名) 111,400円 副団長(2名) 80,800円 分団長(8名) 61,700円 副分団長(8名) 35,500円 部長(17名) 30,000円 班長(79名) 20,000円 団員(408名) 13,000円 計 523名	条例定数: 210名(H14.4.1現在) 団長(1名) 107,000 副団長(1名) 81,600 分団長(7名) 59,000 部長(13名) 35,700 班長(52名) 29,600 団員(134名) 20,400(本部分団以外) 22,400(本部分団) 計(208名)	条例定数: 300名(S61.4.1現在) 団長(1名) 115,000円 副団長(3名) 79,000円 分団長(9名) 60,000円 副分団長(9名) 36,000円 部長(12名) 32,000円 班長(59名) 26,000円 団員(156名) 23,000円 計(257名)	別途合併までに調整する。 (報酬の相違・手当ての相違・助成金の相違)
手当	水害・火災 1回につき 2,000円 警戒の場合 1回につき 2,000円 訓練の場合 1回につき 2,000円 出張を伴う者 消防大会等 2,000円/日 会議・研修 町の旅費規程に準拠	災害出勤、不明者捜索等の出勤、訓練、警戒 については、 一回一人/2,000円 出張を伴うもの(村外であって、郡県大会を含む) については 一日一人/2,200円	幹部会出席、出場、年末警戒、訓練、については、 一回一人/1,500円 出勤については、一回一人/2,200円 出張を伴うものについては、 一回一人/1,500円	別途合併までに調整する。
分団運営補助	団員 800円/人 ポンプ65台 3500円 車両25台 6,500円	基本額 50,000円 団員一人/5,000円	一律 100,000円	別途合併までに調整する。
その他助成金	郡操法大会 1,360,000円 (ポンプ車560千円 小型400千円2班) 県大会出場時は実費 幹部研修助成金 495,000円 (11名×45千円) 音楽隊250,000円 本部運営費 150,000円	ラッパ隊補助金: 150,000円 郡操法大会補助: 500,000円 (ポンプ車200千円、小型150千円) 県大会出場補助: 700,000円 幹部研修助成: 10,000円	ラッパ隊訓練 : 152,000円(8千×19名) 郡操法大会補助: ポンプ車100千円、小型100千円 車輛管理費 : 195,000円	別途合併まで調整する。

矢部・清和・蘇陽消防団総括表(平成15年12月1日時点)

町村	出動範囲	世帯数	人口	団員定数	団員数	部	班	組織
矢部	296km ²	4,158	12,666	650	535	17部	64班	タンク車 - 1台 ポンプ車 - 2台 小型ポンプ積載車 - 20台 小型ポンプ - 39台
清和	129km ²	1,024	3,380	210	191	13部	52班	ポンプ車1台 小型ポンプ積載車 - 13台
蘇陽	119km ²	1,587	4,800	300	258	19部	56班	ポンプ車 - 1台 小型ポンプ積載車 - 11台 小型ポンプ - 20台
計	544km ²	6,769	20,846	1,160	984	49部	172班	タンク車 - 1台 ポンプ車 - 4台 小型ポンプ積載車 - 44台 小型ポンプ - 59台

矢部町消防団

団長1 副団長2

総員535名

分 団	出勤範囲	世帯数	人口	団員数	部	組 織
本部分団				39	1部 2部	1班 部長 2 2班 部長 2
第1分団	5km ²	1,497	3,610	54	1部	1班 T 部長 1 2班 P 警備班長 1 3班 積 消火班長 4 4班 小
第2分団	19km ²	318	1,159	54	1部	1班 積 部長 1 2班 小 警備班長 2 3班 小 消火班長 6 4班 積 5班 小 6班 小
第3分団	62km ²	349	1,372	67	1部 2部	1班 小 部長 2 2班 小 警備班長 2 3班 小 消火班長 8 4班 積 5班 小 1班 小 2班 積 3班 小
第4分団	24km ²	563	1,875	89	1部 2部 3部	1班 小 部長 3 2班 積 警備班長 3 1班 小 消火班長 12 2班 小 3班 小 4班 積 5班 小 1班 積 2班 小 3班 小 4班 小 5班 小
第5分団	88km ²	382	1,158	52	1部 2部 3部	1班 積 部長 3 2班 小 警備班長 3 3班 小 消火班長 11 4班 小 1班 小 2班 積 3班 小 1班 小 2班 小 3班 積 4班 積
第6分団	67km ²	653	2,046	105	1部 2部 3部	1班 積 部長 3 2班 小 警備班長 3 3班 P 消火班長 12 4班 小 5班 積 1班 積 2班 積 3班 小 1班 積 2班 小 3班 小 4班 小
第7分団	31km ²	396	1,446	72	1部 2部	1班 積 部長 2 2班 小 警備班長 2 3班 小 消火班長 9 1班 小 2班 小 3班 積 4班 小 5班 小 6班 小
計	296km ²	4,158	12,666	532	17部	64班 タンク車-1台 ポンプ車-2台 小型ポンプ積載車-20台 小型ポンプ-39台

清和村消防団

団長 1

副団長 1

総員 191名

分 団	出動範囲	世帯数	人口	団員数	部	組 織
本部分団	8 km ²	238	722	29	1部	指揮班 班長 警備班 班長 機動班 班長 指導班 班長 ポンプ車-1 16
					2部	警備班 班長 機械班 班長 火元班 班長 用水班 班長 小型ポンプ積載車-1 13
第1分団	6.1 km ²	67	208	22	1部	警備班 班長 機械班 班長 火元班 班長 用水班 班長 小型ポンプ積載車-1 11
	3.4 km ²	37	126		2部	警備班 班長 機械班 班長 火元班 班長 用水班 班長 小型ポンプ積載車-1 11
第2分団	7.2 km ²	57	191	34	1部	警備班 班長 機械班 班長 火元班 班長 用水班 班長 小型ポンプ積載車-1 14
	9.34 km ²	95	341		2部	警備班 班長 機械班 班長 火元班 班長 用水班 班長 小型ポンプ積載車-1 20
第3分団	13.68 km ²	95	331	41	1部	警備班 班長 機械班 班長 火元班 班長 用水班 班長 小型ポンプ積載車-1 20
	13.8 km ²	82	340		2部	警備班 班長 機械班 班長 火元班 班長 用水班 班長 小型ポンプ積載車-1 21
第4分団	5.2 km ²	77	240	25	1部	警備班 班長 機械班 班長 火元班 班長 用水班 班長 小型ポンプ積載車-1 10
	7.5 km ²	62	190		2部	警備班 班長 機械班 班長 火元班 班長 用水班 班長 小型ポンプ積載車-1 15
第5分団	40.8 km ²	91	253	12	1部	警備班 班長 機械班 班長 火元班 班長 用水班 班長 小型ポンプ積載車-2 軽トラ改 12
第6分団	4.57 km ²	47	183	26	1部	警備班 班長 機械班 班長 火元班 班長 用水班 班長 小型ポンプ積載車-1 10
	9.9 km ²	76	255		2部	警備班 班長 機械班 班長 火元班 班長 用水班 班長 小型ポンプ積載車-1 16
計	129 km ²	1,024	3,380	189	13部	52班 ポンプ車1台 小型ポンプ積載車13台

蘇陽町消防団

団長 1

副団長 3

総員 258名

分 団	出動範囲	世帯数	人口	団員数	部	組 織
本 部				15		
第1分団	8km ²	450	1,166	51	1部	指揮班長 3 水機班長 1 小型ポンプ積載車 水機班長 1 小型ポンプ
					2部	水機班長 1 小型ポンプ 救護班長 1 機動班長 1 ポンプ車-1
					3部	水機班長 1 小型ポンプ積載車 警備班長 1 小型ポンプ
第2分団	16km ²	189	520	30	1部	指揮班長 1 水機班長 1 小型ポンプ積載車 水機班長 1 小型ポンプ
					2部	水機班長 1 小型ポンプ 水機班長 1 小型ポンプ 警備班長 1 小型ポンプ
第4分団	10km ²	101	356	21	1部	指揮班長 1 水機班長 1 小型ポンプ積載車 水機班長 1 小型ポンプ
					2部	水機班長 1 小型ポンプ 警備班長 1 救護班長 1
第5分団	9km ²	176	537	19	1部	指揮班長 1 水機班長 1 小型ポンプ積載車 水機班長 1 小型ポンプ
					2部	警備班長 1 本部旗手 2
第6分団	10km ²	227	696	34	1部	指揮班長 1 水機班長 1 小型ポンプ積載車 水機班長 1 小型ポンプ積載車 水機班長 1 小型ポンプ
					2部	警備班長 1 救護班長 1
第7分団	6km ²	80	271	17	1部	指揮班長 1 水機班長 1 小型ポンプ積載車 水機班長 1 小型ポンプ
					2部	水機班長 1 小型ポンプ 警備班長 1
第8分団	19km ²	168	577	29	1部	指揮班長 1 水機班長 1 小型ポンプ積載車 水機班長 1 小型ポンプ
					2部	水機班長 1 小型ポンプ 水機班長 1 小型ポンプ 警備班長 1
第9分団	15km ²	105	334	16	1部	指揮班長 1 水機班長 1 小型ポンプ積載車 水機班長 1 小型ポンプ
					2部	水機班長 1 小型ポンプ 警備班長 1
第10分団	26km ²	91	343	22	1部	指揮班長 1 水機班長 1 小型ポンプ積載車 水機班長 1 小型ポンプ
					2部	水機班長 1 小型ポンプ 警備班長 1
計	119km ²	1,587	4,800	254	19部	56班 ポンプ車 - 1台 小型ポンプ積載車 - 11台 小型ポンプ - 20台

消防団の取扱い関係法令

消防組織法(昭和22年法律第226号)

第3章 自治体の機関

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

(1) 消防本部

(2) 消防署

(3) 消防団

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

消防団員の定数は、条例で定める。

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第15条の7 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

第15条の8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報奨金を支給しなければならない。

消防団の階級準則(昭和39年消防庁告示第5号)

消防組織法第15条の6第2項の規定に基づき、消防団員の階級準則を次のように定める。

消防団員の階級準則

第1条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

第2条 消防団員の長の職にある者の階級は、団長とする。

第3条 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

消防団員の階級準則(昭和39年消防庁告示第5号)

消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条の6第2項の規定に基づき、消防団員の階級準則を次のように定める。

【趣旨】

この前文は、消防組織法第15条の6第2項の規定を根拠として、消防団員の階級準則を定めたことを明らかにしたものである。

【趣旨】

消防組織法は、第15条の6第2項で、消防団員の階級等に関する事項は、基準を消防庁が定め、その基準に従って、市町村の規則で定めることとしている。

本準則は、従前、消防団員の階級について、特段の基準を設けず消防団員服制(昭和25年国家公安委員会告示第1号)別表の階級章によっていたところ、昭和37年4月21日付消防庁告示第4号で正式に、「消防団員の階級準則」が定められ、さらに、消防団の活動実態に応じて、消防団員の階級が、6階級から副分団長を加えた7階級をとることが必要となったことにより、昭和39年12月8日消防庁告示第5号により、全面改正をみたものである。

第1条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

【趣旨】

本条は、消防団員の階級について定めたものである。

【解説】

従来、消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、部長、班長、班員の6階級であり、昭和37年消防庁告示第4号で確認されるところであったが、消防団の実体として団全体として活動するよりも、分団単位で活動することに鑑み、本告示により、分団長の下に副分団長を階級として制定し、7階級制度としたものである。

なお、消防団員の階級としては、本条の7階級しか認められていないため、それ以外の名称は、職名としてはともかく、消防団員の階級としては認められない。

第2条 消防団の長の職にある者の階級は、団長とする。

【趣旨】

本条は、消防団長の職責の重要性に鑑み、特に消防団員と区別して消防団長の階級をもてるものは消防団の長の職にある者に限ることを定めたものである。

【解説】

消防団の団長の階級を保持できる者は、消防団の長の職にある者であり、長の職につける者は、1消防団に1人に限られる。このため、団長は、1消防団に1人に限定され、団長の階級章をつけ得る者も1人のみである。

なお、消防団長の職責としては、消防団の事務を総括し、所属の消防団員を指揮監督、市町村長の承認を得て他の消防団員の任命があげられる。(消防組織法第15条の3、5参照)

第3条 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

【趣旨】

本条は、消防団の団長の階級にある者以外の消防団員の階級を、上位順に副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員と定めたものである。

【解説】

前文の解説のとおり、消防団員の階級は、従来6階級制であったのが、新たに副分団長が階級としてとり入れられ団長以下7階級制となった。

それぞれの階級毎の定数は定められていないが、階級は縦の命令系統を現わしているため、団の組織、消防ポンプの配置及びその他の事情を勘案して、指揮系統、責任の所在に混乱をきたさないように配慮する必要がある。なお、「消防力の基準」第20条に分団長、部長の配置基準が記載されているが、それによれば、動力消防ポンプの口数に応じ、

分団長 4口から6口までにつき1人

部長 2口又は3口につき1人

となっている。または班長は1口に1人が適当である。(基準第16条第2項)

また、階級以外の名称については、前文解説のとおりである。

なお、消防団員の退職又は公務災害等の場合にあっては、階級に応じて、退職金又は公務災害補償金が支出される。

附 則

- 1 この告示は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 消防団員の階級準則(昭和37年消防庁告示第4号)は、廃止する。

【趣旨】

この附則は、この告示の施行の日と、従前の階級準則の廃止を規定したものである。

【解説】

告示の施行日については、消防団の表章、公務災害補償及び退職報奨金等の関係と施行日をあわせている。

前の告示の廃止については、その告示の重要部分たる消防団員の階級そのものが変わったため、前告示を廃止し、新たに今回の告示が出されたものである。

消防団に関する条例 (参考資料)

平成 年 月 日
条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条第1項、第15条の2第2項及び第15条の6及び第15条の7及び第15条の8の規程により、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員(以下「消防団員」という。)の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 町に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称は、町消防団(以下「消防団」という。)とし、その管轄区域は、町内の全域とする。

(任命)

第3条 消防団の長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、団長以外の消防団員は、団長が次の各号に掲げる者のうちから町長が承認を得てこれを任命する。

- (1) 町内に居住する者
- (2) 年令18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(定員)

第4条 消防団長の定数は、人とし、次に掲げるところによる。

団長	1人
方面隊長(副団長)	人
方面隊副隊長(副団長待遇)	人
分団長	人
副分団長	人
部長	人
班長	人
団員	人

(任期)

第5条 団長及び副団長・分団長・副分団長・部長・班長の任期は 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により任命された団長及び副団長の任期は、前任者の残任期間とする。

(欠格事項)

第6条 次の各号の一に該当する者は、消防団となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被補佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 第9条の規程により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(分限)

第7条 任命権者は、消防団員が心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるときは、免職することができる。

2 消防団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第1号及び第2号に該当するに至った時。
- (2) 町外に転出したとき。

第8条 消防団員が退職しようとするときは、あらかじめ、文書により任命権者に届け出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

第9条 任命権者は、消防団員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(サービスの宣誓)

第10条 消防団員は、任命後、次に掲げる宣誓書に署名しなければならない。

宣誓書

私は日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し不公平並びに偏見を避け何人も恐れず良心に従って誠実に消防の義務を遂行することを固く誓います。

年 月 日

消防団第 分団

氏 名

(サービス)

第11条 消防団員は、団長の招集によって出動し、サービスするものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他災害の発生を知ったときは、あらかじめ、指定するところに従い、直ちに、出動し、サービスしなければならない。

(出動した場合の注意)

第12条 消防団が水火災その他の災害の現場に出動したときは、次の各号に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 消防団員は、団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 団長は、消防署消防長又は所轄警察署長の下に行動しなければならない。